

1 12月21日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【12月24日午前0時以降適用開始】

3日間待機 → 6日間待機：フランス

待機なし → 3日間待機：エジプト、ハンガリー

6日間待機 → 3日間待機：イスラエル、オーストラリア(ニューサウスウェールズ州、北部準州)

【12月22日午前0時以降適用開始】

3日間待機 → 待機なし：カナダ(ケベック州)、ルーマニア

第64回(令和3年12月22日)
新型コロナウイルス感染症対策
アドバイザリーボード

参考資料2

事務局提出資料

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (11か国)

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (13か国・地域)

イタリア、英国、オランダ、韓国、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フランス、米国(ニューヨーク
州、ハワイ州)、ポルトガル トリニダード・トバゴ
ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (45か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、インド(カルナ
タカ州、ケララ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州)、エジプト、エ
ストニア、オーストラリア(クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサ
ウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州)、オーストリア、ガーナ、カ
ナダ(アルバータ州、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコ
シア州、ブリティッシュ・コロンビア州)、キプロス、ギリシャ、クロアチア、
ケニア、スイス、スペイン、スロベニア、タンザニア、チェコ、チリ、ナイ
ジェリア、パキスタン、ハンガリー、フィンランド、ブラジル(サンパウロ
州)、仏領レユニオン島、米国(アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチ
カット州、コロラド州、テキサス州、デラウェア州、ネブラスカ州、ペンシ
ルベニア州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、
メリーランド州、ルイジアナ州、ワシントン州、ワシントンD.C.)、ペルー、
ベルギー、レバノン

ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、コスタリカ、コロンビ
ア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、フィ
リピン、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※「」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計52)

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※12月4日以降、青字の国・地域からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機での待機を求めず、14日間の自宅等待機を求めている。

※12月10日以降、①青字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、②緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機に切り替える。